在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書

出者 鈴木宗男

提

在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書

「政府答弁書」 (内閣衆質一七一第四九一号) を踏まえ、 質問する。

く調査が行われており、また「大使館」として、 弁がなされている。 作成されているか、 ち合わせを行ってきているか、 を要請していると承知する。 に所在がわからなくなった日本画「潮の舞」に関し、これまでの答弁書で、 「大使館」側の人物を問うているものである。 外務省が一九九二年に購入し、在ウズベキスタン大使館 では 「当局との連絡に関しては、 当方は、 右の打ち合わせに出席した 右の打ち合わせの内容を問うているのではなく、その回数やそれに出席した 先の質問主意書で、 本年一月一日以降のその回数は何回か、 当局との関係等もあり、 同省として、右を明らかにすることで、ウズベキスタン当 「大使館 「潮の舞」の消息についてウズベキスタン当局にも協力 「大使館」はウズベキスタン当局とどの程度の頻度で打 側の人物は誰か等と問うたところ、 (以下、 お答えすることは差し控えたい。」との答 「大使館」という。)に配置された後 右の打ち合わせについての文書は 「潮の舞」の消息を調べるべ 「政府答弁

「潮の舞」 の消息については、 日本側の関係者に対しても聞き取り等の調査が行われていると承知する

局との関係上、どんな支障を来すと考えているのか説明されたい。

が、 現在に至るまで、 日本側のどの人物にいつ、どの様な方法で、 「潮の舞」の消息について調査をして

いるのか、改めて説明されたい。

三 「政府答弁書」では「在ウズベキスタン日本国大使館から外務省に対し、平成二十一年五月二十一日に

公電で直近の報告がなされているが、 『潮の舞』の所在に関する有力な情報は得られていない。」との答

弁がなされているが、右の直近の報告において、日本側関係者に対する調査の内容は含まれているか。

兀 三で、含まれているのなら、それはどの様な内容であるのか、有力であるか否かにかかわらず、明らか

にされたい。

右質問する。